

裁判員経験者の意見交換会議事要録

日 時 平成29年1月25日（水）午後3時00分から午後5時9分

場 所 横浜地方裁判所中会議室

参加者等

司会者 三 浦 透（横浜地方裁判所第3刑事部部総括判事）

裁判官 前 田 亮 利（横浜地方裁判所第3刑事部判事）

検察官 木 村 紋 世（横浜地方検察庁検事）

弁護士 今 井 史 郎（神奈川県弁護士会所属）

裁判員経験者1番 50代 男性 （以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 70代 男性 （以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 40代 女性 （以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 30代 女性 （以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 40代 女性 （以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 40代 男性 （以下「6番」と略記）

議事要旨

（司会者）

それでは、裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。

私は、本日司会を務めます裁判官の三浦と申します。どうぞよろしくお願ひします。

簡単に私のことを申し上げますが、私は横浜地裁にまいりまして2年10か月ほどになります。当初は第2刑事部の裁判長をしておりましたが、去年の途中から第3刑事部に異動しております。現在も裁判員裁判の裁判長を担当することがあります。

これまで横浜でも多くの裁判員裁判事件を担当してまいりましたが、毎回裁判員の皆様が非常に熱心に議論に参加され、また多くの貴重な意見を述べておられますことにつきまして、いつも非常に感銘を受けております。

本日は皆様の御意見を伺える貴重な機会でございますので、どうぞ遠慮なく思ったとおりのことを言っていただければと思います。どうぞよろしく申し上げます。

本日は、裁判所、検察庁、弁護士会からも参加していただいておりますので、まず裁判所から裁判官、自己紹介をお願いいたします。

(裁判官)

第3刑事部の裁判官の前田でございます。よろしく申し上げます。

私は昨年7月に横浜地裁第3刑事部にまいりまして、今日までの間に横浜では裁判員裁判を2件経験しております。従前大阪で勤務したこともございまして、大阪では1年間刑事事件を担当いたしましたけれども、大阪で15件程度裁判員裁判の経験はございます。

ただ裁判官としての年数も8年ぐらいでそれほどでもありませんし、刑事事件以外も担当していたということもありますので、それほど刑事事件についての経験が多いわけではないのですけれども、本日このような席に参加させていただいて、皆様の意見を聞く機会に立ち会わせていただきまして、非常にありがたく思っております。

今後の裁判員裁判をより良く運用していくために、皆様の忌憚のない意見、特に裁判所や法曹にとって厳しい意見というのが、今後より良くしていくために重要かと思っておりますので、どうぞ御自由にいろいろなことをおっしゃっていただければと思います。どうぞよろしく申し上げます。

(司会者)

それでは検察庁から、木村検察官どうぞ。

(検察官)

検察官の木村と申します。よろしく申し上げます。

私は去年4月に検察庁の公判部という裁判を担当する部署にまいりまして、今まで裁判員裁判を横浜でも何件か担当させていただいております。皆様の直接担当された事件そのものは担当してはいないんですけれども、今日は皆様から検察官の立

証方法などの改善点についてお聞かせ願えればと思っております。よろしくお願いたします。

(司会者)

では弁護士会から、今井弁護士どうぞ。

(弁護士)

弁護士の今井です。

私は平成17年に横浜に弁護士登録をしまして、約11年弁護士活動をしておりますが、刑事事件に関しましては、裁判員裁判の今までの経験は2件ございまして、1件は平成21年の裁判員制度の施行直後の起訴事件、2件目は平成26年の起訴事件ということでございまして、いずれも事実関係を争う事件であったことありまして、相当長期間審理をしたということでございまして。

刑事事件の経験自体は、そこまで多くないかとは思いますが、皆様の意見を参考にさせていただきたいと思っております。

(司会者)

それでは、これから裁判員経験者の方に御意見を伺いたいと思いますが、基本的に手続の順に沿って、各段階の手続についての御意見というのを伺っていきたく思います。

それに先立ちまして、まずは全体的な裁判員として参加しての御感想、印象といったことについてお話を伺えればと思います。

まず1番さんから伺いたいと思いますが、1番さんの事件は、被告人が交際相手である被害者に対して殺意を持ってその首を絞めましたが、被害者が口から泡を吹いたのを見て犯行を中止したため、傷害を負わせるにとどまったという殺人未遂の事案です。事実には争いはなくて、審理・評議等を含めて4日間の日程だったと伺っています。

1番さん、感想等ありましたらお願いいたします。

(1番)

率直な感想と申しますと、短期間の中で研修を受けているような、何て言うか、流れるような中に全然わからない中で終わってしまったような感じもするんですけども、ただ実際にやはりお話の中で専門用語とか出てきますと、その都度丁寧に解説を裏の別室でしていただいて、非常に勉強になったと感じております。

ただ、裁判員として自分が何を求められているのかというのがいまいちちょっとわかりにくかったなど。例えば、法律的に理解度が必要であれば裁判官を増やせばいいことであって、裁判員がここに入るとするのは一体何を求められているのかなというのが、自分の中でずっと自問自答しながら何となく終わってしまったような、そんな率直な感じがします。

あともう一つ感じましたのは、ある程度皆さんプロの方ですから、やっぱり判例を基にという中で、この事件に関して驚きましたのは、パソコンに入力するとある程度こういう事例でこの範囲の中で大体結論が出ているようだということがあって、その部分に関してはやはり非常に、ある程度プロの方の中でも公正な範囲が決まっている中で、じゃあ素人は一体何を求められているのかというのが、非常にますます疑問になりました。

その辺のところを聞けばやはり非常に萎縮しちゃうところもありまして、何て言いますか、言われるままに、何となく優しく説明されている中に暗に誘導されているような気もしたりとかという感じもいたしまして、実際に本当に素人の裁判員は何をするのかというのが非常に難しいなど、今でもちょっと結論が出ないような感じしております。率直な感想です。

(司会者)

ありがとうございます。

それでは、続きまして2番さんに伺いたいと思います。

2番さんの事件は、被告人が元交際相手である被害者に対して殺意を持って、何らかのもので頭部を殴打するなどして殺害して、その遺体を川に投げ捨てたという殺人、死体遺棄の事案ということです。

殺人についてどのような行為によって被害者が死亡したのか、被告人に殺意があったのか、また正当防衛、または過剰防衛が成立するのかなどが争点だったようです。審理・評議を含めて7日間の日程だったと伺っています。

それでは2番さん、お願いいたします。

(2番)

先ほどの1番の方と比較的似通ったような話になるんですが、非常に裁判が無事に終わったということで、私自身は満足感はあるんですけども、じゃあそこで裁判員は役に立ったのか、一体何をしたのかということをお考えすると、どうしても答えが見当たらない。それで、裁判官の方たちが裁判員に気を使っているいろいろな意見を引き出すようにしていただいているんですけども、かえって逆に我々素人が審理と言いますか、その邪魔をしたんじゃないかというような感じすら若干いたしました。

それからもう一つは、裁判を進めるに当たって、私自身が裁判とはどういうことなんだと、この裁判を進めていけるスケジュールといいますか、マイルストーンみたいなものが十分理解できていなかったんじゃないかというふうな思いがあります。大体そんなところですよ。

(司会者)

ありがとうございました。

それでは次に、3番さんに伺いたいと思います。

3番さんの事件は、被告人が妻及びその娘に対してそれぞれ殺意を持って包丁で腹部を突き刺すなどしましたが、いずれも殺害の目的を達しなかったという殺人未遂2件の事案です。

争点は、2件の殺人未遂それぞれについて殺意があったかどうかということだったそうです。審理・評議等含めて6日間の日程だったと伺っています。

では、3番さんどうぞ。

(3番)

参加をさせていただいて、特別なというか、日常とはちょっと違う経験をさせて

いただいたということは、とても良い経験になったかなということは感じました。参加して思いましたのは、やはり殺意があるかないかというところを皆さんの意見ですとか、私もどのように考えたらいいかということ、いろいろ皆さんと話ができたことが大きかったなと思います。

その中で、殺意という部分があるかないかを判断するために、いろいろなことを裁判官の方に教えていただけたというのが、とても経験として大きかったように感じます。その中でやはり1番の方もおっしゃっていた、過去の事例から大体このぐらいの量刑ですとか、そういったもので大体このぐらいなので、この中からこのぐらいかなということ判断するとき、やはり何となく誘導ということも少しは感じましたけれども、情状の部分で犯行に至る経緯ですとか、そういったものがどうしても被告人に対していろいろな感情をみんなが持ってしまう。どういう状況だったのかとか、ここの部分は大変だったなではないですけども、いろいろ情状の部分でたくさん話し合いができて、いろんな意見があったということがありました。

(司会者)

ありがとうございます。

続きまして、4番さんに伺いたいと思います。

4番さんの事件は、被告人が自動車を運転し、進行を制御することが困難な高速で走行した結果、自車を暴走させて通行人3名に衝突させ、うち1名を死亡させ2名に重傷を負わせるという事故を起こし、またその事故に関する救護や報告の義務に違反したという危険運転致死傷、道路交通法違反の事案ということです。

基本的に事実関係に争いがなくて、審理・評議等を含めて6日間の日程だったと伺っています。

では4番さん、お願いいたします。

(4番)

裁判を通しての自分の全体的な意見でいいんですね。

(司会者)

はい。

(4番)

私は気持ち的に3段階で気持ちが動きまして、まず裁判員に選ばれた後、裁判の前は、1番さんのようにやはり素人が何の役に立つのかなとか、裁判員ができることは何だろうなみたいな考えがやっぱり強かったです。ただ6日間の中で、裁判官の方や裁判長がいろいろ意見を聞いてくださったり、なるべく壁がないようにいろんな日常の話題などからちょっとずつ入って、壁をなるべく取ってくださるような話し方から意見を引き出すように配慮してくださったのはとてもありがたくて、その中では素人ながらも自分はこう思うというようなことが言えたように思います。

ただやはり、皆さん思っていることと似ているんですけども、最後の評議とかそういうところで、やっぱりまた素人、裁判員をやる中では何ができたんだろうなというところが、懲役とかいろいろ決まる中で、グラフを皆さん見られたという話なんですけれども、結局、うまく言えないんですけど、言い方悪く言えば、出来レースじゃないですけど、ある程度もう決まっているものがあって、いろいろ回り道をするけれども結局そこに至るのがもうわかっていたんじゃないかみたいなイメージが、最後にちょっとしこりみたいな感じで残ってはいました。

ただ裁判員とか裁判とかに関わることに携われるというのは本当に珍しいことで、横浜ではかなり倍率も高いということだったので、それを経験できたというのはいろんなものの考え方も変わったりしましたので、そこについてはとても貴重な経験ができたなと思っております。

(司会者)

ありがとうございました。

それでは続きまして、5番さんに伺いたいと思います。

5番さんの事件は、被告人が深夜通行中の被害者に対して強姦しようとしてけがを負わせ、またそれとは別の機会にまた別の被害者に対して抱きついたという強姦致傷、暴行の事案ということです。

被告人は強姦致傷の事件について、有罪であることは争わないものの、暴行・脅迫の内容などに争いがあった、また犯意の発生時期にも争いがあったということです。審理・評議等含めまして6日間の日程であったと伺っています。なお、そのうちの1日は別の裁判所で行われた手続だったということが書かれています。

では5番さん、お願いいたします。

(5番)

この経験はすごく良かったと思うんですけども、やっぱり裁判員に選ばれて一番やりたくなかったのが性犯罪で、まさに性犯罪に選ばれてしまって、集まったメンバーが女性が一人だったんです。そこからまた疑問が生じて、裁判所に入ると検察官も弁護士2名の方も皆男性で、そこにまた少し疑問がわきました。

もしこれが女性が半分とかそういう性犯罪に関してもう少し配慮があれば、量刑も変わったのではないかなとか、少し後味の悪い裁判でした。

(司会者)

ありがとうございました。

次に6番さんに伺いたいと思います。

6番さんの事件は、被告人が高齢の実のお母さんに対し、顔面を殴るなどの暴行を加えて結局死亡させてしまったという傷害致死の事案です。

事実は基本的には争いはなく、争点は量刑だったわけですが、被告人には精神の障害があって、いわゆる心神耗弱の状態にあったという事情が見られた事案ということです。審理・評議等含めて5日間の日程でした。

では6番さん、お願いいたします。

(6番)

今お話にもあったんですけども、私の事件の場合は被告人がちょっと精神的に問題があったという事件でして、なかなか被告人に質問とかしてもきちんとした返事が返ってこないんですね。何となく裁判というと、被告人と検察官と弁護士が争っているみたいなイメージがあったんですけどもそういうものではなく、何をじゃあ

やるのかということ、結局精神鑑定の先生の結果ぐらいしか私たちも判断する物がなく、裁判官の方も同じようだったと思うんですけども、そうなってしまうと余り裁判員という一般の人の意見といっても、結局専門家の鑑定をする先生の意見ぐらいしかないので、ちょっとこういう事件は本当に裁判員裁判としてやるのが適切なのかなという疑問が一つありました。

もう一つは、先ほどから皆さんおっしゃっていますけども、やっぱり順々に進んでいくような、ゲームでいうとチュートリアルをやっているみたいな感じで終わってしまったので、何となく終わったところで次にもう一回みたいな印象があって、例えば1年間決まったらもう一回やるとかというのも、私としてはそういうのもあってもいいかなと思うぐらいで、本当にあっという間に終わってしまったというのが印象でした。

(司会者)

ありがとうございました。

一通り感想等を伺ったわけですが、なかなか裁判員制度の本質的なところが問題となるような問題提起もあったように思います。この後、手続に沿って伺っていくなかで、またそういった問題を少し掘り下げていきたいと思います。

ではまず、手続に沿いまして、法廷であったことを思い出していただきたいと思うんですけど、まず法廷に入ると被告人について人定質問というのを行って、名前などを確認して、その後に起訴状を朗読して、起訴状について間違っているかそうでないかといったことを確認すると。

その後で、検察官と弁護人が冒頭陳述というのを行いました。これはその後順に証拠調べをするわけですが、その証拠調べに先立って皆さんにわかっておいていただきたいということを双方がプレゼンテーションするというようなものですが、その際に使いました資料につきましては、皆さんのお手元にあると思います。

この冒頭陳述というのがいろいろな証拠調べのまず入り口になりますので、ここで皆さんの頭の中に、大体どういう話なのかということがずっとわからないと、そ

の後の証拠調べもうまくいかないということになると思うんですが、皆さんが経験された冒頭陳述は、そういった観点でどうであったかというあたりをまず伺っていきたいと思います。

それでは、一人ずつずれてお話しいただくことにいたしまして、今回は2番さんから伺いたいと思います。2番さん、いかがでしたでしょうか。

(2番)

まず法廷の中に入って思いましたのは、これが裁判なんだなと思いました。あと実際に証拠書類等の審理に入りますが、そのときに、これがどの位置にあるのか、つまり何のための証拠なんだと、目的がわからなかった。つまり、これは犯行動機に関するものなのか、それとも犯行時期に対するものなのか。つまり自分たちのさせていただいたのは場所が不明である、時が不明であるという、ほとんどのことが不明ということのベースに立ってしまっていて、したがって一連の話の中で、いわゆるその不明ということで何かを証にしてお話をされているわけですが、不明ということで言ってしまうと全部否定されてしまうことになる。

その辺の位置づけが、実際に裁判に入る前に事前協議とかいうものがあって、それでスケジュール等をいろいろ検討されて、その中でどういう議論があったのか、私らはなしで入っている。ましてや素人ですから、そうしますと、その辺の位置づけがなかなかわかりにくかったというのがあります。

(司会者)

裁判が始まる前に公判前整理手続というので、スケジュールを決めているわけですが、その際にいろいろやりとりをしたことというのは、基本的には裁判員の方には聞いていただかないで、そこでできたスケジュールに沿って、まず法廷でどういうことなのかを検察官・弁護人のほうで明らかにしていただくということなんですけれども、そこで聞いただけではちょっとわかりにくかったということですか。

(2番)

ええ。つまり事前にいろいろ御検討された中で、じゃあこの人をこのタイミングで呼びましょう、この人の話を聞きましょうというような目的がそれぞれあったと思うんです。それが私自身が、ちょっと理解せずに参加していたような気がします。

(司会者)

そうですか。検察官の冒頭陳述メモ、お手元にありますね。多分検察官としては、こういうことを証明したいと。そこで簡潔な、証拠としてこれですというのをここで書いていて、多分そこで明らかにしたかったということだと思っただけですけども、これだとまだわかりにくいですか。

(2番)

今日見て私は初めて理解したんですが、1ページ目のところに、検察官の方が突発的に凶暴な殺意があったというふうに述べていらっしゃるんですね。

これは冒頭陳述メモ、検察官というものの1ページ目の真ん中辺ですが、突発的ということとは、計画性がなかったという意味に理解すればいいのかなと。そうすると、突発的というのはこの一連の中でどこで出てきているんだろうというようなことなんかが、それをそのときにそういったことを理解しておれば、もう少し議論に入る入り方が違ったんじゃないかというようなことを思いました。

(司会者)

わかりました、ありがとうございました。

じゃあ、順番にまたほかの方にも伺っていきたいと思います。3番さんは、冒頭陳述の関係ではいかがだったでしょうか。

(3番)

私は、冒頭陳述のメモが検察官の方のものがとても見やすく、状況が目浮かぶようというか、争点がどういうことで、その経緯ですとか、犯行状況などが詳しく、頭の中でどういう状況だったのかなというのをイメージしやすくまとめてくださっていたなというのを感じました。

弁護人のメモには、やはり同じ状況でありながら情状の部分ですとか犯行の動機

など、ちょっとそちらもイメージがやはり被告人がどういう状況だったのかなというのを、やっぱり二つのイメージがわくような感じで書いてくださっていたので、その部分を自分の意見とイメージした二つのパターンというのを持つことができたなと思いました。

ただ、印象としてそのときの冒頭陳述のメモを弁護人の方がお読みになられたときに、やはり選ばれた方とお聞きしましたがけれども、被告人に対して何となく優しさではないですけど、そういうものが感じられなかったところがありました。すみません。

(司会者)

ありがとうございました。冒頭陳述自体は非常にわかりやすい、検察官、弁護人ともにわかりやすかったということですね。

(3番)

はい。

(司会者)

ありがとうございます。

では、次に4番さんにお聞きします。4番さんの冒頭陳述はいかがだったでしょうか。

(4番)

私自身は、完全に個人的な感想になってしまうんですけど、検察官の方からの冒頭陳述も、弁護人のほうからの冒頭陳述も、何か目次ぐらいな感じの印象で、これをもとに掘り下げていくとかという、これがあるからすごく概要がはっきり見えたというよりは、何となくこういう流れなんだなとかたちの印象ぐらいでした。

気になったというよりもわかりやすさでいえば、フォーマットとかではないんですけど、やはり提出されている場所が違うから、検察官のものは図解があって、色づけじゃないですけど、視覚的にも見やすいもので出されて資料として出来上がっていて、もう一つ弁護人のほうはもう文字だけ。しかも文章も割とつらつら長いよ

うな感じだったので、もう第一印象から、完全にこれは検察官のほうが見やすいところから入りやすさが変わってきました。

あとは、弁護人の方が若干冒頭陳述に沿っていろいろ話をされているものの、ちょっと何となく諦めているようなイメージがうかがえたように、正直思いました。重要度がちょっとわからなかったなというのが、正直なところですよ。

(司会者)

ありがとうございます。4番さんの冒頭陳述は、検察官のものに簡単な図が描いてあるというのが非常に特徴的だったと思います。

(4番)

字体や字の大きさや細かさも、結構パッと見てわかりやすい、わかりにくいといえば、完全に検察官のほうの方がわかりやすかったんで、やっぱりそっちから入ってしまうというのはありました。

(司会者)

ありがとうございます。

それでは続きまして、5番さんに伺います。5番さんの冒頭陳述はいかがだったでしょうか。

(5番)

裁判員に選ばれてそのまま午後裁判所に入って何が起きるんだろうと思ったら、被告人が現れて、この事件は証拠写真とかそういったものがすごくあったので、それをまず検察官側の方とびっくりするようなものを見て、ほとんど何を言っているか耳に入ってこなかったのが正直なところですよ。

そのときに検察官側のほうの方がいろいろ冒頭陳述を言った後にメモを配られたので、逆だったらもう少し字を見て冷静になれたかなという気がします。弁護人の方は、先にメモを配ってそれを読むかたちだったので、すごくわかりやすかったです。

あと、現場写真を検察官側の方がモニターに出してみたんですけど、ただ真っ暗

な写真を何枚も何枚もひたすら見て、それが光の加減で見えないのか、画像が悪いのかわからないぐらい真っ暗で、結局裁判官の方が途中で写真提示を遮ったぐらい、何の写真かわからないので見て不安になりました。

(司会者)

ありがとうございました。冒頭陳述の場合にメモを先に配るか後に配るかというのは、両方やり方があるわけですが、後に配るととにかく話に集中してもらっていてよく聞いてもらえる、後で確認するために紙を配ればいいでしょうというやり方があるんですが、5番さんの場合は、それをやったために、話を聞いているときに結構びっくりしちゃったとか。

(5番)

そうです。写真を先に見たので。

(司会者)

写真は冒頭陳述よりは後に調べたんですよ。

(5番)

余りそこまで記憶がないぐらい。

(司会者)

逆に冒頭陳述の紙は、先に配ってもらったほうが冷静になれたんじゃないかと。

(5番)

そうですね。その後に質問ありますかと聞かれたときに、紙があれば丸したりちよっとメモができたんですけど。

(司会者)

わかりました、ありがとうございます。

それでは、6番さんに伺いたいと思います。6番さんの冒頭陳述はいかがでしたか。

(6番)

そうですね、冒頭陳述を聞いたときは特に疑問もなく、まあこういう事件なんだ

とすんなりと聞いていたので冒頭陳述自体は特に問題なかったと思うんですね。

ただ時々引っかかったのは、さっきもちょっと言いましたけど、今回の事件は余り肝心の被告人から話が聞けない事件だったので、どうだったんですかと聞いてもよくわからないというところで、じゃあとって冒頭陳述とかを見ると、それを見ても、これはどうだったんですかねというのがよくわからないということが結構たくさん出てきてまして。

ただ、今になってその話を聞くタイミングもないなという話で、何となくうやむやとした感じのまま進んでしまった印象があって、何となく検察官と弁護人の、何か最初に話しするみたいなことを言っていましたけども、そこでは何かそういう話が出たのかなという想像でやるようなところがあったので、できれば何かもうちょっと前提となるところも資料としてもらえればもっと良かったと思うんですけど。

何となく、後から振り返ってみると冒頭陳述のときは良かったんですけど、後から振り返るとちょっと資料として不足している感じが、私の事件のときはありましたね。

(司会者)

ありがとうございます。6番さんの事件では、心神耗弱ということで精神の障害の診断名とかいろいろ、心神耗弱というのはどういうものだとか、なかなか難しいことがテーマになるんですけども、これが冒頭陳述を聞いた段階で、なるほどそういう問題なのかというのが、すっとわかったかどうかというあたりはいかがでしょう。

(6番)

そこが論点だというのはすぐわかりました。冒頭陳述の段階では特に問題なかったと思います。判断はそこなんだろうなというのは、冒頭陳述のところでわかりました。

(司会者)

ありがとうございます。

では続きまして、1番さんお願いいたします。1番さんの冒頭陳述はいかがでしたか。

(1番)

ちょっと大分時間がたっているのですが、余り記憶がないんですが、ただ資料に関しましては、私がイメージしていたようなものとは違って、逆に見やすかったなという印象を持っております。専門的な用語で文章だけがつらつらと書いてあるのかなと思ったら、先ほどお話があったように図形が入ったりとか、両方ともわかりやすい言葉で、書体なんかもいろいろ気を使って変えたり、見やすい大きさだったりというようなところで、普段仕事の中で見ているような提案書類のような感じのスタイルだったものですから、資料に関しては非常に理解しやすいという印象を持ちました。

(司会者)

ありがとうございます。1番さんの冒頭陳述は、弁護人の冒頭陳述も割と図形を使ったりして、見やすさを重視したかたちになったと思いますが、これはわかりやすかったということですか。

(1番)

はい。

(司会者)

冒頭陳述について一通り伺いましたので、検察官・弁護士のほうから冒頭陳述に関して何か質問があれば、ここで伺いたいと思いますが。

(検察官)

冒頭陳述というのは、裁判の最初のほうに行われますので、よく裁判所のほうからもわーっと余り情報を入れないように、簡潔なものを心掛けてくださいということをおっしゃって、我々としても余り詳しくなり過ぎないように工夫をしているところなんですけれども、もし皆様のほうでちょっと多過ぎたとか、これは少な過ぎたのでもっと入れたほうがいいのか、何か分量の点で御意見とか御感想が、もしあれ

ばお聞かせいただければと思います。

(司会者)

どなたかいかがでしょうか。分量の観点で何か問題を感じられた方はいらっしゃいますか。

(検察官)

もし多過ぎず、少な過ぎずこれでいいんじゃないかということであれば、それは全然結構です。

(司会者)

まあ、冒頭陳述につきましては、裁判員経験者の方からの発言にもありましたけれども、目次のようなものというのは、要はそれを目指しましょうということも言われているところなんですけど、証拠の中身が冒頭陳述の中に入ってきてしまうと、証拠と当事者の言い分とが混乱してしまうという問題があるので、冒頭陳述はなるべく簡潔にして、証拠調べの中で必要な証拠を調べましょうというふうには言われているんですけど。

それにしても、その冒頭陳述だけでどういう話なのかということが頭に入らないと、その後の証拠調べも聞いていて意味がわからないということにもなりますので、そういう意味で、この冒頭陳述が良かったのかどうかというあたりをお聞きしたいところなんですけれども。

量的にはどうですか。そんなに多かった少なかったという御意見はないですか。特にどなたからもその点は御指摘はないようですね。ありがとうございます。

今井弁護士、いかがですか。

(弁護士)

先ほど3番さんのお話として、印象として弁護人の冒頭陳述の読み方が被告人に対して優しさが少し感じられなかったというお話があったと思いますが、それは特にその後の御判断に何か影響したんじゃないかとか、何か問題だったというようなことでしょうか。

(3番)

私を感じた印象であって、その後いろいろ判断をするに当たって何か影響があったということはありません。ただメモとしてもとてもわかりやすく、簡潔に要点をまとめてくださっていたんですけれども、何となくこの説明をしてくださっているあたりに、すみません、先ほどお話をさせていただいたように、情状の部分などのそういった同情の余地があることなどについての、何て言うか、余り弁護の気持ちというか、そういったものが全く感じられない印象でした。ただ、その後の判断でどうということはないです。

(司会者)

それ以外の方で弁護人の冒頭陳述の読み方であるとか、読むときの態度のことで、何か良かったこととか悪かったこととか、あるいは気になった点がもしあれば教えていただければと思います。

どなたでもどうぞ。

(1番)

いい悪いは別にしまして感想なんですけれども、どうしてもテレビドラマとかのあのイメージが強いものですから、やっぱり検察官側は憎いみたいな、弁護人は本当に優しいようなイメージとかがあるんですが、実際入ってみますと非常に淡々と読まれているという印象で、逆にそれが本当にいいのかなというような感じまでするような。

やっぱりそれぞれの立場で出される場合は、もっと熱っぽい語り方というのがあるんじゃないかなという感じはいたしました。

(司会者)

よろしいですか。裁判官から何かありますか。

(裁判官)

6番さんのほうから、冒頭陳述を聞いて争点が心神耗弱の責任能力の点だということがわかったというお話があったんですけど、ほかの方で検察官・弁護人それぞれ

れの冒頭陳述を聞いて合わせて、これから始まる審理・証拠調べで何を判断しないといけないのか、どこに着目しなきゃいけないのかというのが、これはわかりづらかったなという経験があったら、どなたかお話しただければと思いますが、どなたかいますでしょうか。

(司会者)

いかがでしょうか。

(裁判官)

割とその点は大丈夫だったということでしょうか。

(司会者)

割と皆さんうなずいていらっしゃるようですので、そこは大丈夫だったということですか。

(2番)

私は先ほど申し上げたように、目的意識がつかめなかったという気持ちはありました。

(裁判官)

この証拠書類の取り調べをします、あるいはこの証人からこの話をしますという一つひとつについて、この書類から何をわかろう、あるいはこの証人から何を聞こうとする、そこの目的意識が余りわからなかったということですか。

(2番)

そうです。

(裁判官)

それからその証拠書類を例えば読んだりする前に、検察官がこの証拠によってこういう事実を立証したいんです、というようなイントロがあるとわかりやすかったなど、そんなふうに向っていいですかね。

(2番)

はい。

(司会者)

それでは、もう既に大分証拠調べの話に入っているところですがけれども、改めて証拠調べについてどうだったか。冒頭陳述の後に具体的な証拠を調べ、書類の内容を朗読したり、あるいは証人に直接話を聞いたり、被告人に直接話を聞いたり、この証拠調べの内容がわかりませんと、適正な判断はできないということになりますから、それがわかりやすいものだったかどうかといったようなところで、非常に重要かと思うのですが、今度は3番さんから伺いたいと思います。

証拠調べについていかがだったでしょうか。

(3番)

私は冒頭陳述で主な証拠というところがメモに添えられていましたので、その事件現場の写真と通報されたときの音声や、そういったものを本当に目の前にしたり、聞いたりしまして、本当にメモどおり、メモでイメージしたとおりの証拠が出てきたので、私はとてもメモもその証拠を出してくださったときも、とてもわかりやすかったです。

(司会者)

3番さんの事件では、被害者の方がお二人おられたわけですかね。それから、息子さんとか友人の方とか、結構たくさん証人尋問されているようですけれども、大体言いたいこととか理解できたという感じですか。

(3番)

そうですね、それぞれの被害者のお二人ですとか、証人の方ですとか、お話が十分よくわかりました。それもメモに書いてあるとおりの、メモを追ってのお話だったような気がしますし、とてもイメージしやすかったです。

(司会者)

ありがとうございます。

それでは4番さんに伺います。4番さんの証拠調べはいかがだったでしょうか。

(4番)

この証拠調べというのは、証人だったりとか画像だったりとかそういうことですよ。

私の事件では、人は亡くなっているものの、何て言うんでしょうか、防犯カメラにちょっと映っているとか、ちょっとへこんだ車が映っているとか、インパクト的に非常に後々までショックを受けるようなものは少なかったように思います。それが考慮されて、例えば実際血だまりがあって、証人の発言からするとこうだろうなというような状況は完全に頭でイメージが、そちらのほうがイメージが描くことができ、実際に出てきたもの、写真や映像は割と一般的なものとは言わないものの、後々まで気持ちが重くなるということはなく、考慮してくださっているのかなと思いました。

証人の方は、はっきり覚えていらっしゃる方の話は非常にわかりやすく、あとは弁護する側の証人はちょっと若い方とかでもあったので、ちょっと態度的にも怖い感じがしたので質問もしづらく、後々何かされるんじゃないかみたいな不安は実際ありました。質問した結果待ち伏せじゃないですけど、そういう安全面は守られていると言われているもののどういうふうに守られているのかもわかっていないので、そういうところでちょっと、この人に質問したら後から何かされるのかなというような、恐怖感みたいなものがちょっとありました。

あとは証拠については、専門的なことがやっぱり多かったので、それは淡々と聞くようなかたちでした。このスピードだったら曲がれないよとか、そういうのが警察の方なんでしょうか、からお話しいただいたので、そういうのは、そうなんだと事実を受け入れたようなかたちでした。

(司会者)

ありがとうございます。幾つか重要な点に触れていただいたと思うんですが、恐らく人が亡くなっている事件ですので、もともとある証拠資料としては、悲惨なものが映っている画像とかがあるんだろうと思いますが、そういったものは出てこなかったということですね。

(4番)

そうですね。このぐらいのレベルは出るかなみたいなイメージはあるんですけど、本当にひいた車とか、あとは防犯カメラの、一般家庭がたまたま捉えていた映像とか、人形がとかそういうぐらいなレベルのぼんやりしたイメージだったので、その画像や映像から何か実際こうだったんだというのよりは、証言のほうがすごく頭の中で理解しやすかったです。

(司会者)

恐らく存在するけれども、あえて証拠請求しなかったものはあると思うんですが、そのために判断が難しくなったとか、そういうことはなかったわけですか。

(4番)

私自身はあったら、きつともっと鮮明に理解できると思う反面、それがあから余計に平等な判断ができなくなってしまうのではないかという部分もあるので、プロの方の御判断で出されたもので、私はもうそういうものなんだと思うことになって過ごしました。

(司会者)

調べた証拠でその判断ができたということによろしいわけですか。

(4番)

そうですね、もっと深入りして知ろうと思えばきつといっぱいあるんだろうなぐらいの感じで、裁判員が得る情報はこの中でなんだなというぐらいのイメージでした。

(司会者)

それともう一つ、専門的なことが多くて、そこは話を淡々と聞くしかなかったということなんですけど、要はこのぐらいのスピードだと曲がりきれるとか、曲がりきれないとかということ、何か専門的な方がお話しされたということですか。

(4番)

そうですね、多分ざっくりは、このスピードだったらこの角は絶対曲がれないん

だよみたいなことを言いたかったんですけど、それはやっぱり専門的にお仕事をされている方なので、何とか角度がとか、何とか距離がとかなんで、理解としては皆さんしていたんですけど、多分専門用語なんでわかりづらいものも、それも質問とかでも聞けたので、特に全くわからないまま進んだというよりは、こういう言葉で表現するんだなという感じでした。

(司会者)

こうしておけばもっとよかったみたいなことはありますか。多分専門家の方が来られて、いろんな数式とかもされたのかと思うんですけども。

(4番)

そうですね、質問する余地がないというか、全くわからないようなところも言葉として、事実はわかるんですけど、言葉がわからないというのはあったので、この言葉はこういうことでみたいな、ちょっと注釈じゃないですけど、そういうのがちょっと資料が何か前もって説明があると入りやすいかなというのはありました。

(司会者)

専門用語について、やはり注釈など適宜つけてもらったほうがいいということですね。

(4番)

そうですね。でもそれがないからわからないというわけではなくて、あったほうがより理解しやすいかな、質問してもう一回戻すことがなかったかなという感じはしました。

(司会者)

ありがとうございます。

それでは続きまして、5番さんに伺いたいと思います。5番さんの証拠調べはいかがだったでしょうか。

(5番)

二日にわたってあったんですけど、最初の日には朝ここに来て、その後みんな違

う裁判所に行ったのですが、現地集合現地解散でよかったんじゃないかなと。

あと証拠調べに対しては、被害者に会いに違う裁判所に行った日に、検察官の方の質問がかなりしつこくて、何回も何回も同じことを聞いて泣かせてしまったんですね。検察官側が泣かせてどうするんだろうという印象がすごく強くて、しばらく休廷があって、それでも言葉が出てこない状態にさせてしまったのはちょっとかわいそうじゃないかなと。性犯罪なので、かなり卑猥なことを言わせる、1回でいいんじゃないかということは何回も何回も繰り返し聞くのは、もう少し配慮すべきかなと。弁護人側のほうの方は逆に、とても配慮があったように思います。

あと違う裁判所の部屋が裁判員制度用の部屋じゃないのですごく狭くて、席に座って本当に目の前に被告人がいるというのがすごく怖かったです。

(司会者)

ありがとうございます。別の裁判所に裁判員の方もみんなで行って、証言を聞いてくるといのはかなり珍しいケースかと思うんですけども、法廷が多分裁判員用の法廷でないので、いわゆる上の法壇というところに裁判員全員が座れるスペースがないわけですよね。下にいたわけですか。

(5番)

下にずらっと並んで。

(司会者)

そうすると、被告人席とかなり距離が近くなると。

(5番)

そうですね、私は特にもう目の前で、隣の人と「怖いね」しか言わなくて、目が合わせられない状態でした。

(司会者)

やっぱりそこは適度な距離があったほうがよろしいですかね。

(5番)

欲しいです。傍聴席とか空いていたので、せめてブースをつくって、被告人と被

害者の顔が合わないようにブースをつくるのであれば、私たちももう少し距離が欲しいなど。

(司会者)

証人の方が多分この横浜地裁で証言することができない事情があったんだろうと思いますが、そういう場合のやり方としては、例えば誰かが話を聞いてきて、それが記録に文字として起こされたものを調べて、それを根拠に判断するという方法もあるわけですが、今回は実際別の裁判所まで行って話を聞くことができたということですから、それはそれで良かったということでしょうか。

(5番)

はい。

(司会者)

やっぱり直接話を聞いて良かったということですかね。

(5番)

すごく良かったと思います。

(司会者)

現地集合・現地解散のほうがよろしかったですか。

(5番)

渋滞もあるといろいろ聞いていたので、電車のほうが確実だし安いいんじゃないかなとか思ったり、あと車の中の沈黙とかそれを考えるとそれはそれで。

(司会者)

わかりました、ありがとうございます。

では次に、6番さんの証拠調べはいかがだったでしょうか。

(6番)

これもちょっとさっきから言っていることにかぶっちゃうんですけど、その証拠自体も余りはっきりしたものという感じの印象ではなくて、例えば、今回私の事件は要は傷害致死ということで、殺意はなかったけども被害者を死に至らしめてしま

ったみたいな感じだったんですけど。

要は、その暴力がどの程度かというのも余り証拠からははっきりしなくて、例えば今回の事件は、実際事件があってから被害者の方が亡くなるまで、結構長くて一月ぐらい期間があったんです、事件が起きてから亡くなるまで。その被害者の方もどこにどういう傷があったとかというのは亡くなったときのものしかなくて、要は犯行直後の状況とかが全くわからないような状況で。

結構そこで検察官の方と弁護人の方、それほど意見は違わなかったんですけども、唯一違っているのが殴ったのがこぶしか平手かみたいなやつだったんですけど、それもそんな資料じゃ全く私たちは判断できないんで、そこら辺は余り検察官と弁護人で争っている様子もなかったのも、何でこうなったのかというのを逆にもっと検察官とか弁護人の人に質問したかったぐらい。

だからそういうタイミングってないですよ。裁判を通じて、証言に立った人に質問する時間はあるんですけど、検察官とか弁護人に質問する時間がないので、何でこう思ったんですかということが聞けなくて、何となくモヤモヤとしたまま判決を迎えてしまったというのが、全体的にそういうのがたくさん、結局動機もよくわからないという感じだったので。要はそこが、証拠だけの話じゃないんですけど、ちょっと全体的にモヤモヤしてしまったというのがありました。

(司会者)

検察官・弁護人に尋ねても答えられたことは証拠にはなりませんので、そこは手続の限界があるのかと思いますけれども、やはりどうも証拠からはっきり認定しにくいときは、モヤモヤ感が残って、どうしてこうなっているんですかと検察官とかに聞きたくなると。

(6番)

普通ならそれを被告人とかに質問したら、そこから何かヒントが出るかもしれないですけども、今回の事件の場合被告人に話をしても明快な答えが来ないので、判断する材料が本当に乏しくて。だからさっきも言いましたけども、結局は専門家の

方の鑑定になってしまったので、そこら辺はちょっとありましたね。

(司会者)

専門家の精神科医の方の証人として証言してもらっているわけですが、この証言はわかりやすかったですか。

(6番)

そうですね、証言自体はわかりやすかったんですけど、結局私たちはそういうことがわからない人間の集まりなので、言われれば、私たちが医者に行って聞くと「はあ」というのと同じ感じで「はあ」と言うしかないの、これが例えば何人かの鑑定の人がいたらまた違って、一人の鑑定の人の意見をこっちは聞くしかないの、そこで「違うんですか」と言うほどの知識は当然ないですし、なので、そういうことなんだろうなと納得させる感じになってしまいましたね。

(司会者)

ありがとうございます。

では1番さん、証拠調べについて伺いたいと思います。

(1番)

私の場合は証拠は防犯ビデオだけで、証人は被告人側の一人という、いろんな事情があつてだろうと思うんですけど、初めてですから、それはいいのかどうなのかというのはちょっとわからないんですが、ただ実際に聞いてみて、やっぱり証人というのは両側からあるべきだなという感じがしました。片側だけで、被告人側だけで、被告人の人となりというのが一辺倒で、擁護するだけのよう話しかしませんから、やはりこの犯行に至った背景とか、その人の性格とか、そういうところをもう少しわかりやすく、別の側からの証人というのもあってもよかったのではないかなという感じはしました。

(司会者)

この事件は、被害者の方は証人にはならなかったということですね。これは被害者の方が起訴の前に述べたことが供述調書にまとめられて、それが取り調べられた

ということでしょうか。

(1番)

そうです。

(司会者)

証人として呼ばれたのは被告人の奥さんになる方ですかね。両側の証人がいたほうがいいというのは、例えばどんな方が出てきたらよかったということでしょうか。

(1番)

例えば、その方の性格をわかるような会社の同僚であるとか後輩であるとか、または友人関係であるとかでもいいと思うんですけども。要するに一面しか見えない。

(司会者)

なるほど。例えば被告人の奥さんというのは、被告人のこういうことを証言してもらうために呼んでいると、その側面しか見えないと、ちょっとそれがどこまでが真実なのかがわかりにくいと。

(1番)

そうです。

(司会者)

わかりました。

それでは次に、2番さんに伺います。2番さんの証拠調べはいかがだったでしょうか。

(2番)

私の場合は皆さんと若干違うと思うんですが、監察医さんのいろいろな証言が出ました。実際ものすごく感動しました。見事な、私はあそこまではできないと思いました。そういった意味では証拠書類については何の問題もなし。

ただ一つ証拠物件で感じましたというか、これは後に取り消されたんですが、被害者の方の模型の人形がつくられて出てきたんですが、その方の大きさが全然実態と違ったものが出てきました。具体的に言うと身長差が10センチほど違っていた

と。

これも即座に間違いであるということで訂正されたので、そのことに関してもそういうことがあったということだけであって、何ら結果に影響を及ぼすものではなかったと。したがって私の場合は証拠調べに関しては何の不満もなく、むしろ十分過ぎるものが出てきたんじゃないかと思っています。

(司会者)

被害者の体の模型のようなものが出てきたんですか。

(2番)

そうです、人物模型が出てきたんです。それに対して加害者の人との絡みを法廷で実際に示していただいた。そうしますと、絡みの中で加害者の方が自己防衛と主張されていて、どう見ても身長差でたしか20センチぐらいの差があったんですよ。

(司会者)

模型のほうが大きいんですか。

(2番)

大きくできちゃっているんです。実際20センチぐらいの差があるんですが、10センチぐらいの模型なんですね。それは実験するための模型として出てきたんで、これは模型を出した側も、これは明らかに違いますねと、実際には修正されたので、私自身はそのこと自身は十分に理解できたと思っています。

ついでに、さっきちょっと興奮気味に話したんですが、監察医さんの証言ですね。それも裁判長の方が監察医の資料のデータの作成というのは、このように作るんですよと事例を挙げて説明していただいたんですね。そんなことがあって、非常にわかりやすかったというふうに理解しております。

(司会者)

そうですか。監察医さんの話ですと、やっぱり医学的な話も出てきますし。

(2番)

解剖所見が出てきました。

(司会者)

そうすると話も難しいし、内容も気が重くなるものだし、なかなか難しい証拠調べだとは思いますが、今回はわかりやすかったですか。

(2番)

わかりやすかったですね。外科的なものが主でしたので、これはもう何て言いますか、もう初めから殺意を持ってそれをやったんだと監察医が、どちらかというところを勇気を持って証言されたというか。

(司会者)

ありがとうございます。

一通り証拠調べについて伺いましたので、質問があればここでしていただきたいと思いますが、検察官、いかがですか。

(検察官)

検察官が出す証拠書類については、恐らく皆さんの前にあるモニターでパワーポイントで映し出されたのをごらんになると思うんですけども、その中で、先ほど現場の真っ暗な写真が何枚も出されたというお話もありましたけれども、もしそのほかの方で、これは何のために出しているのかとか、これはわかりにくかったというのがあれば、何か具体的なことを教えていただければと思いますけれども、何かありましたでしょうか。

(司会者)

いかがでしょうか。

何のための証拠なのかわかりにくいというのと、そもそも写真が真っ暗でわからないというのと、ちょっといろんなレベルの話があるかと思うんですけども、何かそういう問題を御経験された方はいらっしゃいますか。

いらっしゃらないですね。

(検察官)

ありがとうございます。

(弁護士)

被告人質問についてちょっと伺いたいんですが、被告人質問を聞く前と後とで、被告人に対する評価とか見方が大きく変わることがあったかどうか、特に量刑判断のところで、聞くことによって大分被告人に有利なほうに振れたのか、あるいは逆にかえって被告人に対する印象が悪くなったとか、何かありましたら教えていただければと思います。

(司会者)

どの事件も被告人質問はあったと思いますので、ちょっと順番に皆さんに答えていただきましょかね。被告人質問を聞いて、何か印象が変わったところがあったかどうかですけど、3番さん、いかがでしょうか。

(3番)

その前に、被告人質問の前に、被害者の方お二人の尋問の中で、実際に被害に遭われた傷などをその場で、証拠の写真も見せていただいたんですけれども、それと併せて実際に目の前で出して見せてくださったときに、やはりちょっと大変だったんだなと思いますよね。

自分がそうだったらどうだったんだろうとか、やっぱりその感情の部分でいろいろ考えた部分はあったんですけれども、被告人が出てきて、やはり被告人の言い分ですか、この人がこういうことをやってしまったんだなと考えたときに、やはり冒頭陳述のメモと照らし合わせてどういう感情だったのかなと、やっぱり感情の部分をちょっと考えてしまいました。

やはり被告人にも言い分というか話がありまして、その部分でちょっといろいろやっぱり聞いて考える部分というのがありました。感情がどういった部分なのかなというものを自分で感じてしまった部分はありましたけれども、その部分は大分やっぱり参考になりました。かなり参考にはなりました。

私のこの罪名は殺人未遂ですけれども、中を深く見てみると、やはりどこもではないかもしれないですけれども、行き過ぎた夫婦げんかの中でお互いの感情という

か、お互いの言い分というのはどっちもわからなくないなという部分がありましたので、被告人質問はよく考えるきっかけにはなりました。

(司会者)

4番さん、いかがでしょうか。

(4番)

私の場合は、最初に説明してくださったようにひき逃げみたいなかたちだったので、もともと運転も荒いし飲酒もしていたという事実がある、さらには被告人の年齢自体はかなり若い。その前をさかのぼって運転できる年齢になってから今の年齢を考えても本当に数年しかない中で、何度もやはり違反などを犯しているというのを一般的に考えると、かなり性格も荒いとか、あとは割と乱暴なんだろうとかそういうイメージがあって。

被告人側の証人の友人が出てきたときも、態度もしっかり椅子に座らずだらけたような態度であるとか、検察官の方にも弁護人の方にも挑発的にものを返すような言い方をして、その人が一番仲の良い友人であり、同情していた仲間でもあるんですけれども、そういう人も友達だから同じようなつるみ方をしているじゃないですけど、イメージの中で、この被告人はもう6日間というか、出てきた中で終始うつむいたまま、一度も顔を上げて被害者の方やほかに目を向けず、最低限のことしかせず、洋服ももちろん自分の普段の服とは違う格好ですし、髪型も違っていたりとか。

マイクを通して「はい・いいえ」が聞こえないほどの本当に小さな声で、ぱっと見はすごく反省しているように見えたんですね。ただ、その印象としては本当にこんな若い子がちょっと酔ってやってしまったのかなぐらいな感じにはやっぱり思ってしまうんですけども、そこで感情的には揺れ動いた部分はありました。

けれども、やはり最初裁判長が事実に基づいた中での判断をしますということをかなりおっしゃっていたので、やっぱりどっちかに感情で左右されてはいけないんだなというのを再度思い返すような感じの雰囲気だったかと思います。

あと、裁判官からも弁護人の方からも声が小さいと何度も指摘を受けていたので、その場しのぎの反省なのか、本当に反省したのかというのはわからなかったです。その短い間の中で、そんな感じでした。

(司会者)

ありがとうございました。

では、5番さんいかがでしょうか。

(5番)

特に変わらなかったです。

(司会者)

では、6番さんいかがでしょうか。

(6番)

私の場合はやっぱり被告人がちょっと精神的な問題があったので、こういうことなのかというのは一つは認識したというか、ただそうなってくると何となく、繰り返しになっちゃうんですけども、本当に弁護人の方と検察官の方がきちんこの人から納得したものが聞き取れているのかなというのが、そっちのほうに疑問が出てしまったというのがありました。

それもあって、裁判員裁判にこういうのは余りふさわしくないんじゃないかという考えが出てきてしまったというところですよ。

(司会者)

ありがとうございます。

1番さん、いかがですか。

(1番)

私の場合は片側だけの、証人も被告人の片側だけで、傍聴席も多分被告人側だけしかいないような、ちょっと偏ったような感じの雰囲気の中で行いましたので、被告人は毎回そうなんですけども、法廷内に入ると泣き出しちゃうという男性なんですけども、そういうところがありましたので、ちょっと異様な感じがしたんですけど

ども。

ただ、実際被告人質問というのは本人の声、表情、話し方というのが聞き取れて、やはりそれである程度判断の材料になるのかなというところではよかったかなと思っています。

(司会者)

ありがとうございます。

では、2番さんいかがでしょうか。

(2番)

私の場合には、既に被告人の方が死体遺棄で犯行を認めています。そのことから既にそういう目で被告人の証言を聞いたということで、ちょっと普通感じとは違う感情で話を聞かせていただいたという印象がございます。ですから、しらじらしいというような雰囲気を感じてしまったという気持ちはございます。

(司会者)

ありがとうございます。以上でよろしいでしょうか。

裁判官からありますか。

(裁判官)

先ほど1番さんのほうから、被害者が証人にならなかったということですか、ほかにも直接話を聞いたかたの方がいるというようなお話があったんですけども、ほかの方は、要は供述調書、捜査官に対して話したことを書面にして、それを法廷で朗読するというようなことはあったんですけども、判断するに当たって法廷で直接話を聞いたかたというような人、関係者などがあつたら、何らか話を聞かせていただければと思いますが、どなたかそういう御経験はありますでしょうか。

(6番)

今回の場合、家族間の事件だったんですけど、一人肉親の方がいたんですけども、その方は供述調書のみで来られなかったんですよ。それで、その配偶者の方が証言台に立たれたので、できればやっぱり肉親の方の話を聞いたかたというのはあり

ます。

(司会者)

よろしいですかね。

それでは次に、論告・弁論の話にまいりたいと思います。一通り証拠調べが終わりまして、その証拠を総括して検察官として、あるいは弁護人としてどういうふう
に事実関係を見るべきか、あるいは有罪であれば刑についてはどう考えるべきか
という意見を述べるというのが論告・弁論ですが、これがわかりやすく、言いたい
ことが伝わってきたかどうか、その後の評議に役立ったかどうかといった辺りに
ついて、感想等を伺えればと思います。

では順番で、4番さんをお願いいたします。

(4番)

すみません、正直このところは余りもう記憶がなくて、いろんな人から話を聞
いたり証拠の書類、書面であったり映像などで一通り終わった中でまとめとしてこ
ういうことなんだなぐらいなイメージだったので、これについて特に何か意見とか、
何かこうしたほうがとかという感想はなくて、ざっくり今までのをまとめるとこ
うなるんだな、というようなものが頭に描かれたというようなイメージです。

(司会者)

そうすると、証拠調べをずっと聞いていて、大体こんなことかなと思っていたと
ころがそのまま出てきたという印象ですかね。

(4番)

要約するとこうなるんだなと。毎日毎日ではないので、間が空いたりとか、あと
は最初のほうに証人として出てきた方などの意見は聞いてはいるものの、やはり何
日かたってしまうと記憶としては薄らぐ部分があるので、最終的にまとめると、あ
あそうだ、こんな感じだったなというところの頭の中での総括みたいな感じだった
ように思います。

(司会者)

4番さんの論告ではグラフがついていて、検察官はこのグラフをもとにどういう刑が妥当であるかという主張をされたと思いますが、このグラフについてはいかがですか。

(4番)

グラフは判断の基準にはある程度はなるんでしょうけど、この幅で決まっちゃうんだなという印象はありました。素人はみんなわからない、ある程度わかっていたとしても細かいところまでわからない人しか来ていないとは思いますが、同じ条件で今までこういうふうに罰せられた人がいるんだよというグラフがあると、やっぱりグラフが上がっているところら辺でおさまるんだろなというようなイメージがあって、こんなもんなのというのが自分の中での意見でもありましたし、最終的に、そこはグラフとそれまで自分が思っていた刑の重さとの乖離はあったように思います。

(司会者)

端的に言うと、思っていたよりも軽いということですか。

(4番)

かなり軽いんだなというふうに思いました。すごく不謹慎なんですけど、意図しなればこんなもので出てこれちゃうんだねというのがあって、じゃあすごい憎い人がいたら、こんなもんで出れるって天秤にかけていいとなったら殺せちゃうんじゃないのぐらいの、そのときはかなりもう皆さん入り込んで考えたり、感情を持って行っちゃっているところも、私自身もそうなんですけど、なので、こんなもんで済んじゃうんだというのが、確かそのときには思った印象だったと思います。

(司会者)

これまでの量刑傾向を、自分のもともと描いていたイメージと比べた場合に違いがあるということは十分あり得ることだと思いますが、一応裁判としては公平の問題もありますので、量刑傾向から余り逸脱すると不公平の問題が出る、そういう意味で量刑傾向を知っていただくためにグラフというのが使われるようになっている

わけですけども、その後の判断で、こういうグラフがあって、一応役に立ったというのか、情報としてこれはちょうどいいぐらいなのかというあたりはいかがでしょうか。

(4番)

情報を客観的に、こういう事件に対してはこのぐらいなんだという情報はすごくわかりやすかったんですけども、思い返してみるとすごくがっかりしたように思います。こんなもんなのというのが、やっぱりすごく印象的だったので。

一般的に何かのデータとか集計で見て、ああ、そうなんだという分にはとてもわかりやすい、あっさり、ざっくりした感じなんですけど、この背景がいろんな事情とかがある中で、やっぱり事実に基づいてという中ではこの幅で大体決まってるんだなというふうに資料とかでは見るにはいいんですけど、さあ今から評議に入るぞみたいなその手前でこれを見ちゃうと、すごくがっかりして、こんなふうな幅で終わってしまうんだねというイメージがそこで強く出てきたように思います。

(司会者)

ありがとうございます。

では次に、5番さんに伺いたいと思います。論告・弁論いかがだったでしょうか。

(5番)

検察官側の論告メモというのがすごく見やすくてわかりやすかったと思います。逆に今まで結構私にとって弁護人側の方の印象が良かったんですけど、この最後の弁論メモを見たときに、一気に「あっ」と思ってしまったのが、結論に量刑検索システムという言葉を使っていて、それを読んだ瞬間に、私たちは初めての事件なので気持ちがちょっと入り込んでいたのかなという気もしたんですけど、こういうのを見ると、逆に離れ過ぎちゃってるんじゃないかなみたいな感じで、ちょっとふがいなさを感じました。

あとは弁護人側の弁論メモはひたすら長く、字が小さく、もう犯人が有罪と認めているにもかかわらず、そんなに細かく検察官側の言っていることを全部反論して、

少しでも量刑検索システムの懲役を減らしたいというのが見えているような内容な気がして、余り参考にならなかったです。

(司会者)

確かに弁護人の弁論メモは非常に情報が多いというか、文字数が多いですね。その点がちょっと、有罪であることを認めている事件としては何か違和感を感じたということですね。

最初におっしゃった点ですが、量刑検索システムという言葉が出てきて、その後何度か記述があるんですけども、一番ここについて違和感を持った点というのはどういうところなのか、もう一度ちょっと御説明いただけますか。

(5番)

余りそのときのことを覚えていないんですけど、今までのいろいろな被害者とか加害者の話を聞いた上の話で弁護するのかなと思ったけれども、結局こういったひな形を見て年数を決めているし、それ以下のものを求刑していたので、世の中的には軽い犯罪と見なしているのが結構私はショックだったということだけなんですけど。

(司会者)

ありがとうございます。

それでは6番さん、論告・弁論について伺いたいと思います。

(6番)

特に正直余り引っかかるところもなく、すらすらと終わったような感じで、まあこんなもんなんだろうなと思ったとおりの感じだったかなという印象で、特に特段述べることもなかったかなという印象ですけど。

(司会者)

特に思ったところもなかったということでもよろしいですか。

(6番)

そうですね、どちらかという、さっきも言ったんですけども、この後のみんな

と話をする中で出てきたところはあったんですけど、これを見た段階では、まあこういう話だったよねと、するすると行ったような印象でした。

(司会者)

ありがとうございます。

それでは、1番さんに伺います。

(1番)

私は素人なりにイメージを描いていたのは、検察官側は最高のこれ以上重い刑がないというところに来るのかなと、弁護人側はこれ以上軽いものはないというところで、両極端で出してきた、それで最終的に裁判官の方が判断して結論を出されるのかなという印象を持っていたんですけども、実際はやはり、お互いが平均的などころでの着地点をある程度探り合いで出しているというような印象を非常に受けまして、前の方もおっしゃいましたけども、全体的なイメージとしては私は軽過ぎるのかなという印象がありました。これは個人的な感じでございますけども。

ただ、資料に関しましては両方ともやはり非常にわかりやすくまとめられた資料として上がってきたものだと思っております。

(司会者)

ありがとうございます。

1番さんの論告もグラフが用いられていますが、これについては何か感想とかございますか。

(1番)

先ほど申しましたように、極論ですけども、やっぱり一番重い場合の例、一番軽いつきの例をもう少し具体的に出してみても、判断材料にさせてもらいたかったなど。ただ表だけで平均的などころでみたいな印象があったような感じでした。

(司会者)

ありがとうございます。

それでは2番さんに伺います。論告・弁論はいかがでしたか。

(2番)

私自身はこの検察官の報告を聞いていて、非常に熱心な、何というか強い意思を感じました。したがって私自身は内容的には、論告の内容自身についても、それから説明自身についても何ら不満はありません。これで十分じゃないかというふうに思いました。

(司会者)

同じようにグラフが用いられていますが、この点についても感想を伺いたいと思いますが、いかがですか。

(2番)

これは後の量刑判断というところで話が出るのかなと思っていたんですが、この検索システムによる判断については、何て言いますか、専門家の検察官が判断される分には私はいいと思います。内容を十分理解できて、それでなおかつ資料としてこれを出してお話になっている。ただ、我々裁判員がこのグラフだけを見て、それで云々するというのはどうかなというふうに思います。

したがって、ここではこのグラフに関してはそれほど違和感も、それから何もありません。このグラフは後ほど裁判長のほうから、検索システムそのものと一緒に見せていただきましたので。ここの一番最後に最も重い部類の事案であると書いてございますが、ここを非常に強調されて言われたのが印象に残っています。

(司会者)

ありがとうございます。

では、3番さんの論告・弁論はいかがでしたか。

(3番)

私は本当に論告というのが見やすく、よくまとめられていて、本当に被害者の方ですとか、実際の証拠ですとか合わせても、本当にそのままのものがまとめられていて、とても判断しやすい材料をいただいたんだなと思いました。

その中でただ1点、検察官側の論告メモの最後の中で、やはり量刑のところがや

や重い事案というかたちで、かなり私のほうは印象としては重い感じかなというふうなのは感じました。

ただ、弁護人の方のメモも、本当に状況ですとかまとめられていて、判断するためのとてもわかりやすいメモをいただいたと思いました。

(司会者)

ありがとうございます。

3番さんの論告に関しましては、後で評議のほうに出てくる話とも関連するんですが、3番さんの事件の論告にはグラフがなくて、ただ「やや重い事案」というふうに書かれていて、恐らく評議の中で、そのやや重いというのはどういう意味なのかというのが、グラフなどで示されて明らかになったんだと思いますけども、論告の段階でそこまで言っていないのはどうですか。それでもわかるという感じでしょうか。

(3番)

そうですね、そのときに今までの量刑のデータを見る前でも、やはり、争点になっていたのが殺意があったかどうかということだったと思うんですけども、その部分を考えて、実際に起こった事実を照らし合わせても、こんなに重いものなんだという、このメモを見てですけども、印象がありました。

(司会者)

そういう重い事案だという検察官の主張は理解できたということですね。

(3番)

いや、ここまで重く判断をなさるんだというふうに私は感じました。

(司会者)

そうですか、ありがとうございます。

論告・弁論について一通りお聞きしましたので、ここで質問があればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(検察官)

検察官の論告は審理が終わって一番最後にする検察官の意見ということで、皆様にどうして有罪なのか、どうしてこの懲役刑が相当なのかということを読得的に伝えなければいけない場面なんですけれども、皆さんも御経験した検察官の中で、例えば話し方でもいいですし、態度でもいいですし、話す内容がわかりにくいとか、あと量刑グラフなんか要らないんじゃないかとか、何か不満、改めたほうがいい点があれば、どんな細かいことでもいいですけど、何かあれば教えていただきたいなと思いますがいかがでしょうか。

(司会者)

どなたか、思い出してみているでしょうか。特に御発言ないようですが、余り問題は感じられませんでしたか。

(4番)

私は、グラフについてなんですけど、今、検察官の方からの質問なので、その有無については、もしあるのであれば、弁護人側のほうから、この条件だったらこうなるんじゃないかというグラフと対比したような資料があったほうが、その後の評議が入りやすいんじゃないかと思いました。

逆に検察官の方からも、このグラフが、私はこれを見てショックだったというのが、こんな軽いんだというイメージだったので、ないんだっらないで、評議のときに恐らく裁判長のほうから説明とかはあるのかもしれないんですけど、ないんだったらどちらもなしで、あるんだったらどちらもそれぞれの主張があると思うので、両方グラフがあったほうが、次にはつながりやすいかなというイメージはありました。

(司会者)

グラフを使うにしても使わないにしても、検察官と弁護人と違っていると。

(4番)

私の場合かなり差が、文章の形態とか書き方に差があって、非常に弁護人側がわかりづらいなというイメージがあったので、ちょっとそこに統一性があったほうが

評議の中でも振り返るときに入りやすいかなというイメージがありますね。

(司会者)

ありがとうございます。

ほかにこの点について何か御意見はございますか。

(2番)

これはグラフについてだけで申し上げますと、私自身は先ほども申し上げたように、検察官の方がお使いになるには何ら問題ない。

(司会者)

ありがとうございます。

ほかに御質問いかがですか。

(弁護士)

弁論メモを評議の際にどの程度見返していただいているのかという質問なんですけども、時折ほとんど検察官のメモしか見なかったという意見を聞いたりするようなこともあるので、実際皆さんのほうで評議の際に論告と比べて弁論についてどの程度見られたのか、イメージ的に半々のぐらいで見られたのか、8対2ぐらいで論告のほうを見たという感じなのか、弁論のほうをよく見たよということであれば、こういう点が良かったという点がもしあれば教えていただけたらと思います。

(司会者)

弁論をどのぐらい見たか。特に論告と比べてどうかという辺り、ごく簡単にお一人ずつおはなしいただけますでしょうか。

4番さん、いかがですか。

(4番)

これを見たかどうか。

(司会者)

評議の際に弁論を読んだかどうか、読み直したかどうかということですね。

(4番)

たしか最初に全員で事実、それまでに話した内容を振り返りはしたので、見たのは見ました。多分事件によってその割合とかは変わってくるのかななんて思うんですけど、弁論メモのほうでは、どこの部分も情状酌量じゃないですけど、軽い刑に持って行くに当たってのポイントを拾うためにはとても参考になりました。

私の場合、私たちの裁判のときは皆さん結構メモを取られていたので、この用紙をもとに何かというよりも、それまでに自分たちでいただいた紙にメモをして、それでポイントポイントで拾ってそれをみんなで最初に話して、こういうことだったよねということがあったので、弁論メモとか論告要旨が中心にというイメージは余りなかったように思います。

ただ検察官側がどこを一番重きを置いているのか、弁護人側はどこをポイントとして主張したいのかというのを振り返るにはとても参考になりました。

(司会者)

恐らく皆さん同じような経験をされているかと思いますが、何か特にこういうふうに使われたということがありましたら伺いたいんですが、5番さん、いかがでしょうか。

(5番)

私がいっぱい見たのは検察官側のメモで、弁護人側のメモは、量刑を見た瞬間全然見ていなくて、なので検察官側にいただいたメモに弁護人の方の話を書き加えているようなかたちでやっていました。

(司会者)

6番さんいかがですか。

(6番)

特に検察官側だから弁護人側だから量に差があったという感じじゃなくて、どちらも適宜、これどうしましたかねというときにちらちらと見る、そういう感じでやっていました。

(司会者)

1 番さん，いかがですか。

(1 番)

私も半々です。

(司会者)

2 番さんはいかがですか。

(2 番)

同じです。特に印象に残っていることはありません。

(司会者)

3 番さん，いかがですか。

(3 番)

私も両方とも参考になりましたので，弁護人の方と検察官の方，同じぐらいです。一緒に見ました。

(司会者)

それでは，評議の話に移らせていただきたいと思います。評議の秘密があるので中身の話はしにくいところが多いと思いますけども，やり方として，十分に議論ができるようなものだったのかどうか，あるいはここをこう変えたらもっといいんじゃないかとか，そういったところがありましたら教えていただきたいと思います。

では今度は，5 番さんからお願いいたします。

(5 番)

そうですね，ほかの評議を知らないのでもうこういうものなのかなとかで終わってしまったんですけど，例えば，評議が私の場合 3 回あったんですけど，弁論を聞く前に一度何か評議みたいのがあったら，もう少し確認したいこととか，あれを聞けばよかったねみたいなことが多かったのでもう全部終わってからのだけでなく，その前に一度量刑について話し合ってから，そういう目でもう一度裁判を見たかったなという気がします。

(司会者)

では、当事者の論告・弁論を聞く前にもう少し頭の整理をしたり、ここが疑問だということを確認する手続があるとよかったのではないかということですね。

(5番)

はい。

(司会者)

ありがとうございます。

6番さん、いかがでしょうか。

(6番)

そうですね、これもさっき言ったことの繰り返しなのであれですけども、何となく評議の段階でまたちょっと疑問とか出てきたんですけど、それももう一回聞くところがなかったので、そういう機会があるといいなと思いました。

(司会者)

ちょっと似たような観点の問題ですよ。評議してみて初めて、ここを聞いておけばよかったというようなことを思いつくことが。

(6番)

あると思います。

(司会者)

そういうときに証人にもう一回来てもらうわけにはいかないし、どうしようもないということがあるわけですね。

(6番)

せめて検察官、弁護人も一回入る評議があるとか、そういうのがあったら、またもっと突っ込んだことを聞けたかもなという気がしました。

(司会者)

ありがとうございます。

1番さん、いかがでしょうか。

(1番)

私もお二方と同じでございまして、やっぱりもう一、二回前にあってもよかったのかなというような気がしました。

(司会者)

ありがとうございます。

2番さん、いかがでしょうか。

(2番)

そういった意味ではもう少しそういったものが、前の機会にあってもよかったのかなという印象は持っておりますけども、評議そのものについてこっちで、評議室でいろいろ議論するとき、裁判官の方たちが裁判員の意見をできるだけ引き出したということに、非常に苦勞されていたのが印象に残っています。

したがって、その辺についてももう少し専門家の、裁判官の意見というのが強く出てもいいんじゃないかというふうに思いました。

(司会者)

ありがとうございます。

では、3番さんいかがでしょうか。

(3番)

私は評議が十分できたと、2日間の評議が十分できたと感じました。殺意があったかというところも、詳しく裁判長に丁寧に教えていただきながら、論告メモをもとに、本当に感情の部分ですとか、事実に基づいたもので十分に評議ができたなど感じました。

(司会者)

ありがとうございます。

4番さん、いかがですか。

(4番)

私も評議は3日間あったんですけど、何名かおっしゃっていたように、もうちょっと前の段階で一回あったほうが、後からあれってどうだったのかなという意見は

やっぱりありました。

やっぱり幾ら話してもらちがあかないようなところもあるので、ある程度の区切りは必要なのはもちろんわかるんですけど、最後になればなるほど、それまで決まっていなかったこと、まとめていなかったことを急いでまとめているような印象があったので、結局時間で終わってしまったような感じで、もうちょっと話をしっかり、もうちょっと時間が欲しかったかなというのは個人的な意見です。

そのときも強く思って、私は8か月間ぐらいたっているんですけど、今も鮮明に覚えているのが、やっぱり裁判官の方がプロの知識を持っていながらも、全然方法とか事件とかわからない私たちがちょっとずれたことを言っても、それに対して頭ごなしに否定するということは一度もなく、必ず最初に肯定してくれるというか、「あ、そうですね」というかたちで受け入れてくださって、「でも今はそこは論点ではなくて、こういうことなんですよ」と優しくやはり教えてくださったので、発言をしたら何か言われちゃうんじゃないかというような、下がってしまうようなことはなかったです。

逆にどんどん、初日全くしゃべらなかつた方がすごく積極的に話をしたりとか、意見が次々出てきたイメージでした。

あとはやっぱり懲役とか決めるときに、裁判員の票は生かされるのかなというのは正直ありました。

(司会者)

ありがとうございます。

一通り伺ったと思いますが、評議の前に少なくとも一回とか途中で話し合いの機会があるといいのではないかという御意見をたくさんいただきました。検察官の論告、弁護人の弁論を聞いて、それを踏まえて議論するというのが制度の建前でありまして、意見を聞く前に何か話し合いをして結論が出てしまうといけないということで、議論は論告・弁論を聞いた後ということに基本的にはなっているんですけども、ただ、どこを疑問に思ってどこを確認したほうがいいのかとか、そういったこ

とについては、適宜な機会で意見交換するというのは十分に考えられるところかと思えますし、御意見を踏まえてそれぞれの裁判において工夫していくことがいいのかなと、聞いていて思った次第ですけれども。

評議に関しまして何か質問があれば、ここで伺いたいと思いますが。検察官，弁護士，裁判官，どなたでも結構ですが。

(検察官)

ございません。

(弁護士)

大丈夫です。

(裁判官)

簡単に1点だけ。

4番の方ですか、少し最後評議が詰め込みというか、急いだところがあるということだったんですけど、ほかの方でもう少し評議の時間がほしかったと、検討の時間が欲しかったというような印象をお持ちの方がいたら教えてくださいと思いますが。

(1番)

いや、決して十分ではないと思います。

(司会者)

1番さんは十分でなかったと。

(1番)

やっぱり僕らは素人ですからわからないですから、全体の流れもわからない中で、ただ淡々に流れている中で何が重要なのかというのはわからない。最終的なところに来た時点で、ある程度判断しなきゃいけないというところがありますので、それは先ほどと重複するんですが、もっと前の時点でもう少しいろんな意見が必要なのかなという感じがしました。

(司会者)

もう時間もおおむね来てしまいましたので、最後になりますが、今まで出た話以外で、例えば日程のあり方とかそういったものを含めまして、あるいは今後裁判員に選ばれた方へのメッセージ等ありましたら、簡単に伺いたいと思いますが。

お一人ずつそういった観点で何か言っていただければと思いますが、6番さん、いかがでしょうか。

(6番)

今回全部裁判が終わった後に、みんなでエレベーターで、私たち裁判員がばっと下りたら、ちょうどたまたま被告人の家族とか弁護士さんとかと行き会ってしましまして、ちょっと気まずい思いをして、そういう方が何人かいらっしやったので、ちょっとそこは少し検討していただいたほうがいいかなというのが一つ。

あと一つ、メッセージいいですか。裁判員になると全然思っていなかったのが最初は嫌だったんですけども、やってみたらなかなかいい経験で、今回もこれに出席させていただいたのでぜひやっていただけたらと思うんですけど、ただちょっと裁判員が1回に8人でしたっけ、6人プラス2人で、選ばれるのは。

(司会者)

そうですね、6人プラス2人が多いですね。

(6番)

8人で、候補は結構30人か40人ぐらいたしか呼ばれますよね。ちょっと多過ぎるんじゃないかなという気がしていて、もうちょっと少なく呼んでもいいんじゃないのという気はしました。

(司会者)

ありがとうございます。

裁判員の方と関係者の方が接触することがないようにということについては、裁判所としても一層その点には配慮していきたいと思います。

また、お呼びする方の人数につきましても、必要以上にお呼びするとそういった方の負担になってしまいますので、適正な数になるように、これもまた今後その点

十分に配慮していきたいと思っております。

では1番さん。

(1番)

私も経験してみて非常によかったと思っております。ですから、ぜひ今度当たった方は、嫌がらずに参加していただけたらいいかと思えます。

ただやっぱり僕らは素人なので、頭で考えるよりも心で感じたことをきちんと意見として述べられるようにしたほうが、後ですっきりするのかなという感じがしました。

(司会者)

では、2番さんいかがでしょうか。

(2番)

私自身は今回こういう意見交換会があるということで、一番強調したかったというのは、要するに裁判官と裁判員のウエイトが違うんじゃないかと。それを対等に位置づけることに非常に無理があるように思いました。

全体として量刑判断、議論の進め方についても、例えばスポーツの世界で例を挙げますと、プロの人と知識・経験のないアマチュアの人が同一チームで権利を対等にするとすることは不可能なんですね。それをむしろ対等に扱おうとして苦労されているんじゃないかと。

したがって思いましたのも、例えばプロとアマチュアではフィジカルな面でも、知識とか責任感も違います。そういった人たちの議論を同じ対等のウエイトで取り扱うということに、私は無理があるんじゃないかと。

かといって、私自身は裁判員制度を否定するものではありません。これは非常に有効な制度であるんじゃないかと。ただ、その使い方そのものが間違ってしまうと、間違った方向に行くんじゃないかということは非常に強く感じました。

したがって、これからいろいろ進めていかれるに当たって、もう少し裁判官の方たちのリーディングといいますか、悪い表現で言えば誘導と言っているのかもしれない

ませんが、それがあってもいいんじゃないかという感じを強くしました。

それからあとは、これからの裁判員になられる方に提言として、要するに私はそういう意味で裁判官の方たちが非常に気遣って、裁判員の意見を引き出そうとしていただけた。したがって自分のポテンシャルがないということを気にすることは無いと思うんです、裁判員になられる方々は。

よく事前の協議の内容とかそういったものの説明をよくお聞きして、それで取り組まれたらいいんじゃないかと。特に裁判の透明性とか、裁判員制度に協力するということにおいては、非常に今回有効であったと自分自身も感じますし、要するに自分自身の日ごろの生活の中で、いわゆるこれだけ徹底した独断と偏見のない考え方に基づいて物事をやることはないんですね。ですから、そういった意味を経験するためにも、非常にいいチャンスじゃないかと。

だからぜひ、これから皆さんが裁判員の誘いがあったら参加されるのがいいんじゃないかと強く感じました。それだけです。

(司会者)

ありがとうございます。

では、3番さんお願いいたします。

(3番)

私は参加をさせていただいて、何の知識もない普通の一般人の意見でも参考にしてくださいって、話に耳を傾けてくださっているというのがうれしいと思いました。

そういった部分も貴重だと感じてくださる裁判員制度だと思っていますので、勇気を持って、もし機会がありましたら参加をしてもらいたいなと思います。

(司会者)

ありがとうございます。

では、4番さんお願いいたします。

(4番)

私は二つありまして、一つは裁判員に選ばれたときにもう誰にも話しちゃいけない

いみいたなイメージが私の周りにはかなり多くいて、家族にも話していいの、どうなのぐらいなことを結構言われるんですけども、もちろん職場の人には言ったりとか、家族で選ばれたからとある程度のところまでは言っいいじゃないですか。SNS とかはだめとか、やっぱり区切りがあるのは、私たちが思っいいよりもう少し近しい人には言っいいいいんだ、自分だけで抱え込まなくていいんだなというのが説明を受けたときの印象でした。

もう一つは、判決はそれぞれの感想があるのでさておきなんですけど、やはりプロの方がいらっいいる中で、素人だから素人だからとどんどん意見を埋めちゃうんじゃないくて、それでもやっぱり拾っいいてくださるところがあるので、素人だからこそ物おじしなくてどんどん言っいいても、いいものはいいとして取っいいてくださって、間違っいいていたらそれはこういう理由で今回は違っいいるんですよと教っいいてくださるので、そこに何かびくびくすることはないんだなというのがあっいいたので、もし選ばれたら、もう素人だから、だからこそ参加したらいいんじゃないかなと、私自身は思っいいました。

(司会者)

ありがとうございます。

じゃあ、5番さんお願っいいいたします。

(5番)

私もこれを経験してすごく良かったと思っいいます。ただ日程がすごくつらかったのが本音で、私は6日で短かったのかもわからないんですけど、木曜日にやっいいて金・土・日休みというのが2回重なるので、結局2週間以上頭から離れなくて、もちろん皆さんそうかもしれないんですけど、ただ私は切り替えが全然できなかついいたので。金・土・日が全く使っいい物にならなくて、それがすごくつらかついいたので、やるならもうぶっ続っいいけでやっいいちやっいいたい、早く結論を出っいいたいというのが本音です。

(司会者)

そうしますと、例えば中にお休みを入れるとかいうよりは、むしろ一気にやっいいてしまっいいたほうかという感じですか。

(5番)

そうですね。木曜日に被告人の顔と証拠写真を見て週末過ごしてくださいと言われても、ええっみたいな感じで、ちょっと波に乗ってきて評議できあやろうと思ったら、じゃあ最後は土日また挟んでと言われると、結構大変でした。

(司会者)

ありがとうございます。

今のお話も日程を決めるに際して参考にさせていただきたいと思います。

大分時間も過ぎてしまいましたので、特に何か御質問とか御発言されたいことはございますか。よろしいですか。

それでは、本日長時間議論に参加していただきましてありがとうございました。本日もたくさんの貴重な意見をいただけたと思います。皆様からの御意見を参考にして、裁判員制度をよりよいものにしてきたいと思います。

本日は誠にありがとうございました。

以 上